

## 令和3年度 臨時総会資料（書面開催）

日頃より、PTA 活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

PTA 本部では、令和4年度から、PTA 会費の納入方法を銀行振込に変更したいと考えております。つきましては、以下の添付資料をご確認いただき、ご審議を賜りたく存じます。

各ご家庭から納入いただきました PTA 会費は、団体保険加入、児童健全育成事業、入学式・卒業式の記念品など、子どもたちのために活用しております。コロナ禍を契機に、保護者のみなさまのご負担を軽減しつつ、子どもたちが安全で豊かな学校生活を送れるように、尽力してまいります。趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

みなさまのご理解とご協力を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

- 【 日時 】 令和3年 10月 12日（火）
- 【 方法 】 書面開催
- 【 議案 】 第1号議案：令和4年度 PTA 会費 納入方法の変更(案)  
第2号議案：PTA 会則「会員のしおり」の改定(案)

以上

## 第1号議案：令和4年度PTA会費納入方法の変更(案)

令和4年度から、PTA会費の納入方法を銀行振込に変更したいと考えております。変更の理由 および 令和4年度PTA会費銀行振込の方法は、以下のとおりです。

### 1. 現在のPTA会費の納入方法

現在、PTA会費の納入は、次のような流れで行っております。

- ① 各ご家庭の保護者が、封筒にPTA会費(現金)を入れる。
- ② 子どもたちが封筒を学校に持ってくる。
- ③ 各クラスの学年委員の保護者が、授業開始前に子どもたちから封筒を預かり、PTA会費を  
集金する。

### 2. 現在の問題点、令和4年度から銀行振込に変更したい理由

現在の納入方法には、以下4点の問題点があると考えております。

- ① 子どもたちに現金を持たせることへの保護者の心配
- ② 現金を扱うことによるさまざまなトラブルの発生
- ③ 平日の早朝に学年委員の保護者が集合して集金する負担
- ④ コロナ禍における感染拡大への不安

### 3. 令和4年度PTA会費 銀行振込について

#### 1) 振込先

PTA会費の振込先は、ゆうちょ銀行振替口座 を開設する予定です。理由は、府中第一小学校の教材費は、ゆうちょ銀行の口座振替となっており、ほぼ全てのご家庭がゆうちょ口座を持っていられるからです。

#### 2) 振込方法、振込手数料

主な振込方法と振込手数料は、以下のとおりです。

振込方法	振込手数料
ゆうちょダイレクト	0円 (月5回まで無料。6回目以降は100円)
ゆうちょ銀行ATM	100円
他金融機関からの振込	金融機関により異なります

- ・ 振込方法は、各ご家庭で、ご選択いただきます。
- ・ ゆうちょダイレクトをご利用いただくと手数料が無料となります。
- ・ 振込手数料がかかる場合は、各ご家庭のご負担とさせていただきます。
- ・ 口座名義、振込人名、振込期間など詳細については、改めてご案内いたします。

※ なお、PTAは、学校とは別の団体であるため、学校教材費と一緒に自動引き落としをすることは、システム上できません。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

## 第 2 号議案：PTA 会則「会員のしおり」改定(案)

PTA 会費の銀行振込で使用する ゆうちよ銀行の振替口座を開設するにあたり、PTA 会則「会員のしおり」の一部を改定する必要があります。改定する部分は、以下のとおりです。

1. 府中第一小学校 PTA の略称変更と住所追記
  - ・ 振込先に略称を使用するため、「父母と教師の会」から「府中一小 PTA」に略称を変更
  - ・ 住所を追記
2. 事務員に関する規則の削除
  - ・ 現在は、事務員不在のため、「事務員に関する規則の項」をすべて削除
3. 上記改定にともない、附記の追記、および発行年月の変更

※ 「会員のしおり」改定する部分の抜粋（赤字部分を改定）

ページ	改訂前	改定後
p. 3	府中市立府中第一小学校 PTA 規約 第一章 名称と事務所  第一条 この会は、府中市立府中第一小学校PTA（ <b>父母と教師の会</b> ）といい、事務所を同校内におく。	府中市立府中第一小学校PTA規約 第一章 名称と事務所  第一条 この会は、府中市立府中第一小学校PTA（ <b>略称 府中一小PTA</b> ）といい、事務所を同校内におく。 <b>府中市立第一小学校PTA（略称 府中一小PTA）は、府中市寿町二丁目六番地に住所を定める。</b>
p.11	<b>事務員に関する規則</b>  <b>第一条 この規則は、本会の事務員の勤務・給料および退職に関する事項を定める。</b>  <b>第二条 事務員の勤務および給料については、毎年度はじめに運営委員会で決定する。</b>  <b>第三条 退職金は、勤続年数一年につき原則として給料一カ月分とする。（引当金をこれに当てる）</b>  <b>第四条 早出および残業の場合、時間給を支給する。</b>  <b>第五条 この規則以外の支出を必要と認めた場合、会長は運営委員会の決定により支給し、総会に報告する。</b>	（すべて削除）
p.13	（付記）  （発行年月） <b>令和二年三月</b> PTA 本部 発行	（付記を追記） <b>令和三年十月〇日 規則変更</b> （発行年月を変更） <b>令和三年十月</b> PTA 本部 発行